

山梨県公報

第千四百八十五号

平成十六年

六月十七日

木曜日

山梨県知事 山本 栄彦

一 調査の目的
県内の民間企業に働く労働者の賃金等の実態を明らかにし、これを労使関係者の参考資料として提供することにより、合理的な賃金管理及び労使関係の安定を図ることを目的とする。

二 調査事項

1 初任給

- (一) 平成十六年新規学卒者の確定初任給
- (二) 平成十七年新規学卒者の初任給見込額

2 平均賃金

各事業所から従業員を抽出し、次の事項について調査する。

- 結核予防法に基づく指定医療機関の廃止……………四一九
- 平成十六年中小企業賃金事情調査の実施……………四一九
- 県代行市町村道改築工事の完了……………四一九
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………四二〇
- 公告
- 国土調査の成果の認証……………四三〇
- 開発行為に関する工事の完了について(三件)……………四三〇
- 公安委員会
- 山梨県安全運転学校の講習の実施に関する規則の一部を改正する規則……………四三一
- 遊技機の型式の検定……………四三一

告示

山梨県告示第百八十五号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により指定した医療機関は次のとおり廃止した。
平成十六年六月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地
山中湖調剤薬局	南都留郡山中湖村山中二百二十六番地

山梨県告示第百八十六号

平成十六年中小企業賃金事情調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(昭和二十七年山梨県条例第十一号)第三条の規定により、告示する。

平成十六年六月十七日

- 三 調査の範囲
- 1 調査地域
山梨県全域
- 2 調査対象
県内の従業員数十人以上の事業所から無作為に抽出した八百五十事業所
- 四 調査の期日
平成十六年七月三十一日を調査基準日とし、同年八月一日から同月三十一日までを調査期間とする。
- 五 調査の方法
自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、郵送により行つ。

山梨県告示第百八十七号

過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第二項の規定に基づき、市町村道の改築に関する工事が完了するので、次のとおり告示する。
平成十六年六月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

路線名	工事区間	工事の種類	完了年月日
下念場朝日丘線	北巨摩郡高根町大字清里字念場原三五四五番の六三四地先から北巨摩郡高根町大字清里字念場原三五四五番の一地先まで	改良	平成十六年六月三十日

山梨県告示第百八十八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成十六年六月十七日

山梨県総合県税事務所長 三 神 雅 彦

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
吉字屋シエル石油販売株式会社	山梨県甲府市中央四 五 二九	平成十六年三月三十一日

公 告

● 国土調査の成果の認証
国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成十六年六月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 調査を行った者の名称
甲府市

二 調査を行った時期

平成十四年十月七日から平成十五年三月十一日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

甲府市荒川一丁目及び二丁目の全域

五 認証年月日

平成十六年六月七日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十六年六月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

北都留郡上野原町八ツ沢字坊沢一三三六、一一五三及び一一五四並びに字廻田二〇二の一、二〇二の二、二〇三、二〇四の二、二〇四の四の一部及び二〇四の九の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北都留郡上野原町桐原五百四十一番地 株式会社メイト 代表取締役 山口照義

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十六年六月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

東八代郡石和町松本字天神四一六の一、四一六の二、四一六の三、四一六の四、四一六の五及び四一六の六の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市城東四丁目十三番三十一号 有限会社ベータ・コア 代表取締役 寺田勇人

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に

関する工事は、完了した。

平成十六年六月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡玉穂町成島字前田一一四の二及び一一二二の六の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市堀之内町六百九十七番地グリシーヌWEST百三 粕谷淳・粕谷美和子

公安委員会

山梨県公安委員会規則第六号

山梨県安全運転学校の講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年六月十七日

山梨県公安委員会

委員長 鶴田 美枝

山梨県安全運転学校の講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

山梨県安全運転学校の講習の実施に関する規則（昭和五十三年山梨県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第五条の表更新時講習の項を次のように改める。

更新時講習

- 1 講習日
 - 国民の祝日（国民の祝日が日曜日に当たるときはその翌日）、年末年始の休日及び土曜日を除く日とする。ただし、山梨県安全運転学校都留分校における日曜日の講習は、行わないものとする。
- 2 講習受付時間
 - (1) 優良運転者講習
 - ア 午前八時三十分から午前九時四十分まで
 - イ 午後一時から午後一時四十分まで
 - (2) 一般運転者講習
 - ア 午前九時四十分から午前十時二十分まで
 - イ 午後一時四十分から午後二時二十分まで
 - (3) 違反運転者講習
 - ア 午前八時三十分から午前九時十分まで
 - イ 午後一時から午後一時四十分まで
 - (4) 初回更新者講習
 - ア 午前八時三十分から午前九時十分まで

3 講習時間

(1) 優良運転者講習

ア (1)アの時間に受け付けた者

午前九時から午前九時三十分まで

午前九時三十分から午前十時まで

午前十時から午前十時三十分まで

イ (1)イの時間に受け付けた者

午後一時三十分から午後二時まで

午後二時から午後二時三十分まで

(2) 一般運転者講習

ア (2)アの時間に受け付けた者

午前十時四十分から午前十一時四十分まで

イ (2)イの時間に受け付けた者

午後二時四十分から午後三時四十分まで

(3) 違反運転者講習

ア (3)アの時間に受け付けた者

午前九時三十分から午前十一時三十分まで

イ (3)イの時間に受け付けた者

午後二時から午後四時まで

(4) 初回更新者講習

ア (4)アの時間に受け付けた者

午前九時三十分から午前十一時三十分まで

イ (4)イの時間に受け付けた者

午後二時から午後四時まで

出張講習

別に定めるところによる。

第六条第一項中「優良運転者講習及び一般運転者講習」を「更新時講習」に改める。

附則

この規則は、平成十六年七月一日から施行する。

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十九年六月十六日までとする。

平成十六年六月十七日

山梨県公安委員会
委員長 鶴田美枝

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種類及び区分	型式の概要		検定番号
		型式名	製造又は輸入業者名	
株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目一〇一番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CR新海百景VS	株式会社ソフィア	四〇〇三〇二
株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目一〇一番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CR新海百景VR	株式会社ソフィア	四〇〇三六四
株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目一〇一番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CR新海百景GS	株式会社ソフィア	四〇〇三五八
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CR水前寺清子C	株式会社藤商事	四〇〇二四二

株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CR水前寺清子S	株式会社藤商事	四〇〇二二二
株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRGO!GO!GO!郷MA5	株式会社ニューギン	四〇〇二〇一
株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRGO!GO!GO!郷MB	株式会社ニューギン	四〇〇一五六
株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRGO!GO!GO!郷Z	株式会社ニューギン	四〇〇二三四
マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目一二七番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRフラックグFX	マルホン工業株式会社	四〇〇二七四
マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRフラックグ	マルホン工業株式会社	四〇〇二五九

<p>愛知県春日井市桃山町一丁目 一七番地</p> <p>規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物</p> <p>ツグMX 会社</p>	<p>サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二 三番一号</p> <p>回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)</p> <p>ウミモノ ガタリ サミー株 式会社</p> <p>四四〇〇三八</p>	<p>サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二 三番一号</p> <p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物</p> <p>CRボバ イST サミー株 式会社</p> <p>四〇〇二五一</p>	<p>株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 愛知県名古屋市中川区太平通 一丁目三番地</p> <p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物</p> <p>CR男の 花道W 株式会社 高尾</p> <p>四〇〇三二五</p>	<p>株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 愛知県名古屋市中川区太平通 一丁目三番地</p> <p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物</p> <p>CR男の 花道YA 株式会社 高尾</p> <p>四〇〇三四九</p>	<p>株式会社大一商会 代表取締 役 市原高明 愛知県名古屋市中村区鴨付町 一丁目二番地</p> <p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物</p> <p>CR走れ コウタロ IFN 株式会社 大一商会</p> <p>四〇〇三二二</p>
--	---	---	---	--	--

<p>株式会社大一商会 代表取締 役 市原高明 愛知県名古屋市中村区鴨付町 一丁目二番地</p> <p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物</p> <p>CR走れ コウタロ IFN 株式会社 大一商会</p> <p>四〇〇二八五</p>
--

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番